

平成31(2019)年度 就業支援講習会 講師派遣等業務に関する質問

回答は、現時点での考え方を示したものであり、今後変更することもあります。

番号	質問内容	回答(現時点での考え方)
1	資格については、「介護事務管理士等の資格と同等とすること」となっていますが、別の団体資格「日本教育医療財団」認定のケアクラークも同等と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	「試験については、講座終了後2週間以内に実施する機関とすること」となっていますが、試験については受託法人では設定できません。試験日程に合わせ、講座の日程を多少変更することは可能でしょうか。	日程の変更は原則できません。
3	医療事務の講習用テキストについて、講義時間内に使用する分とは別に受講生が任意で希望される副教材(例えば、電卓・問題集・インデックス等、講習中に説明する)については受講生負担でよいのでしょうか。 また、任意で希望された分については、貴施設への納品は必要でしょうか。	講習用テキストは、全員同一のものを使用しますので、任意での副教材はないものと考えます。 講習に必要なもの(問題集等)は教材に含めてください。 なお、電卓・インデックス等受講生自身で準備できるものは省いてください。
4	医療事務の検定試験について、弊社が推奨する試験は講習終了後、試験申し込み期限及び試験実施日は全国的に指定日となっています。 “講習日程10/2～11/25のうち12日間で月・水曜日”となっていますが、講習日程の最終日を11/27に合わせたとしても試験日が仕様要件から外れることとなるが、この場合は公募対象外となりますか。 また、当方が予定している医療事務技能審査試験(財)日本医療教育財団)は同等資格として認められますか。	仕様書をもとに実施していただきますので、公募対象外となります。 資格については、同等資格として考えていただいてもかまいません。
5	調剤事務の講習用テキストについて、講義時間内に使用する分とは別に受講生が任意で希望される副教材(例えば電卓、講習中に説明する)については受講生負担でよいのでしょうか。 また、任意で希望された分については、貴施設への納品は必要でしょうか。	任意での副教材はないものと考えます。 番号3に同じ
6	調剤事務の検定試験について、弊社が推奨する試験は講習終了時点で修了試験を実施し、合格した者のみ修了証が発行され、資格証を入手することとなる為、講習終了後に別途試験は設けていない。この場合は公募対象外となりますか。 また、当方が予定している調剤報酬請求事務技能認定(財)日本医療教育財団)は同等資格として認められますか。	仕様書をもとに実施していただきますので、公募対象外となります。 資格については、同等資格として考えていただいてもかまいません。
7	就職支援セミナーについて、第10回目の実施日がまだ決まっていないようですが、委託側との日程調整はしていただけるのでしょうか。	現在調整中ですが、原則、当会で設定した日程で実施していただきます。 (6月の土曜日予定)
8	お盆休みの期間を教えてください。	講習会のお盆休みは、8月13日(火)～16日(金)です。